

大阪府立出来島支援学校 部活動に係る活動方針

令和6年6月

1. 部活動の目的

- ・ 活動を通じて、個人の特性を伸ばすとともに、自発的・自主的な態度や習慣を身に付ける。
- ・ 余暇を有効に過ごす経験を通じて、卒業後の余暇活動の充実へとつなげる。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示して理解と協力を求める。
- (2) 部活動部員の募集は、年度当初、中学部と高等部の生徒を対象に「部活動部員の募集について」を配付して周知する。
- (3) 活動日は、毎月保護者に配付する「行事予定」で周知する。
- (4) 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 課業中の活動時間は、授業終了後から 16 時 10 分までとし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (2) 対外試合日を除く、土曜日及び日曜日、長期休業日（夏季、冬季、春季）は休養日とする。
- (3) 学校の休業日に練習試合や大会等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たる。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを設定する。
- (3) 入退部は希望に応じて随時行うことができる。
- (4) 中学部3年生の生徒が高等部に進学した場合は、部活動の籍は継続となる。退部する場合は退部届を提出する。
- (5) 練習試合や大会等については、日程等を十分に考慮し、生徒、顧問にとって過度な負担とならないようにする。集合、解散場所などについては、顧問で決定し事前に保護者に周知する。